

**不適正な犬猫の多頭飼育を未然に防止するための
動物愛護管理部局と福祉部局の効果的な連携体制に係る検討会（検討会）の第1回検討会結果**

議論の結果、検討会の意見としては次のとおりとなった。

I 検討会での検討内容等について

1 検討内容

- (1) 多頭飼育問題の未然防止のための動物愛護管理部局と福祉部局の円滑な情報共有の仕組づくり
 - ア 多頭飼育問題の未然防止を目的に配置する動物相談支援員の運用
 - イ その他
- (2) 多頭飼育問題未然防止のための動物愛護管理部局と福祉部局による飼い主への多角的支援の仕組づくり
 - ア 福祉部局職員向けのペット対応及び動物愛護管理部局職員向けの福祉関連の支援を受けている飼い主への接し方等に関する効果的な研修動画案及びその具体的な活用法（既存の研修への組込み等）
 - イ その他

2 スケジュール

上記1を全5回（第2回：9月、第3回：11月、第4回：1月、第5回：3月）で検討する。

II 動物相談支援員について

1 設置目的

- ・福祉部局（民間含む。以下同じ）の職員（ケースワーカー、介護支援専門員等）が動物に関する困りごとや分からないことを、「よろず相談窓口」のように気軽に動物相談支援員に相談できる体制を作り、多頭飼育崩壊等、動物の不適正飼養の未然防止を図る。
- ・動物相談支援員は、動物愛護管理部局と福祉部局の橋渡しだけでなく、飼い主と関係機関の橋渡しや、民間のペット関連事業者やNPO・民間の福祉関係事務所との相互の橋渡しなども担う。なお、事案の解決にあたっては、橋渡しをした機関同士が、主体的に飼い主への支援を行っていくことを前提としている。
- ・動物相談支援員の愛称は、ペトリエゾンとする。※リエゾン：フランス語で「橋渡し」

2 業務内容

- ア 福祉部局との関係構築
福祉部局との関係を構築し、支援対象者（以下、「飼い主」）の飼養するペットに関する相談・助言を受けられるようにする。
- イ 福祉部局からの要望に応じた飼い主への支援
- ウ その他

3 資格

獣医師（飼い主宅訪問時には相談案件紹介元との同伴を想定）

※今年度は獣医師とし、運用状況に応じて他の専門家の雇用も検討する。

4 採用スケジュール

	9	10	11	12	1	2	3
① 雇用（2名、各週1日勤務）	●						
② 研修（座学、現場実習）*カリキュラムは下記		→					
③ 訪問（週2日）					→		
④ 効果測定							●

5 カリキュラム

(1)座学（5日間）

- ・公務員としての基礎的スキル習得
- ・動物愛護管理行政の各論
- ・多頭飼育問題
- ・福祉制度の理解
- ・過去の相談事例の検証

(2)現場実習（6日目以降、1～2か月間）

6 その他

ペットリエゾンによる飼い主への支援内容等について意見交換を行い、次回検討会において具体的内容を決めることとなった。